

グリーンインフラ推進戦略 2030

—「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」—

国土交通省総合政策局環境政策課長

竹内 大一郎

1. はじめに

「グリーンインフラ」とは、都市緑地、街路樹、遊水池等の「自然の多様な機能を活用した社会資本」である。わが国においては、古来より自然の特性を活かし、自然と調和した営みが行われてきており、その過程で地域特有の歴史、生活、文化が形成されてきた。明治維新以降においても、都市公園制度や道路緑化等、自然の多様な機能を活用したインフラ整備が社会的要請に応じて進められてきた経緯がある。

このような背景のもと、「グリーンインフラ」という言葉は、「第二次国土形成計画」（2015年8月14日閣議決定）において、政府文書として初めて位置づけられ、その後約10年が経過した。こ

の間、国土交通省では、2020年に「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を設立し、官民連携によるグリーンインフラの実装に向けた基盤づくりを進めてきた。さらに、2023年9月には、本格的な実装フェーズへの移行を明確に打ち出した「グリーンインフラ推進戦略2023」（以下「前戦略」という。）を策定し、グリーンインフラに関する取組を総合的・体系的に整理してきた。

前戦略のもとで、多様な主体の連携によるグリーンインフラの実装は進展し、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員数は2,000者を超える規模にまで拡大した。これにより、わが国におけるグリーンインフラの概念は一定程度社会に定着しつつあり、より効果的な導入手法や評価手法に関する研究・

検討も進みつつある状況にある。

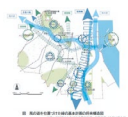
一方、前戦略の策定以降、グリーンインフラを取り巻く社会情勢には大きな変化が見られる。「第六次環境基本計画」（2024年5月21日閣議決定）においては、環境政策の最上位目標として「ウェルビーイング／高い生活の質」が掲げられ、「地球温暖化対策計画」（2025年2月18日閣議決定）では新たな温室効果ガス削減目標が設定された。また、「第1次国土強靱化実施中期計画」（2025年6月6日閣議決定）では、災害外力・耐力の変化、社会状況の変化、事業実施環境の変化といった3つの変化に対応した国土強靱化施策の推進が求められている。

加えて、国際的にはNature-based Solutions (NbS) に関する取組が進展し、生物多様性の確保と気候変動対策、社会

2025年6月に策定した「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定。本戦略の計画期間を2030年度までとし、定義や効果、特徴等を整理した上で国土交通省の取組を体系的に整理し2030年度までに目指す成果を設定。

グリーンインフラの定義・効果

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。



戦略的な計画



持続的な維持管理



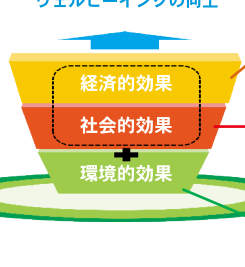
幅広いステークホルダー

自然の多様な機能

- ・ 生態系保全
- ・ 水源涵養
- ・ 雨水の貯留浸透
- ・ 水質・大気質の維持・改善
- ・ 温室効果ガスの吸収
- ・ 気温の緩和・調整
- ・ 騒音・振動の吸収
- ・ 防風
- ・ 防塵
- ・ 延焼の遅延や防止
- ・ 斜面崩壊の防止
- ・ 衝撃緩和
- ・ 遮蔽・遮光
- ・ 流水・漂流物の補足
- ・ 食料生産
- ・ 緑地形成
- ・ 景観形成等

インフラに活用

ウェルビーイングの向上



グリーンインフラの多様な効果

- ・ 不動産価値の向上
- ・ にぎわいの創出
- ・ 観光振興
- ・ 移住・定住・二地域居住等の促進
- ・ テクノストレスの軽減による生産性向上
- ・ 地域産業の活性化等
- ・ 食料の安定供給
- ・ 心理的健康の増進
- ・ 身体的健康の増進
- ・ 防災・減災
- ・ 交通安全
- ・ 子育て、教育
- ・ 生きがいの創出
- ・ 地域コミュニティの形成
- ・ 地域への愛着向上等
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 健全な水循環の保全
- ・ 良好な生活環境の形成
- ・ 気候変動の緩和等



生物多様性の保全



良好な生活環境



避難場所・防災拠点



暑熱対策



雨水貯留浸透



魅力的な景観



コミュニティ形成



不動産価値の向上

「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現を図り、2050年に向けて「自然共生社会」の実現を目指す。

グリーンインフラの更なる実装に向けた分野横断的な環境整備

①国民的な機運・理解の醸成 ②多様な効果の見える化 ③官民の取組を促進する環境整備 ④資金調達円滑化 ⑤新技術・DXの活用 ⑥国際展開



グリーンインフラ官民連携プラットフォーム



GREEN × EXPO 2027



公営マスコットキャラクター
トワントックン
© Expo 2027

社会課題解決に向けたグリーンインフラの実装

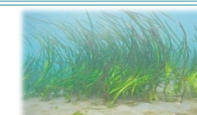
①持続的で快適な都市・生活空間の形成 ②防災・減災 ③暑熱対策
④生物多様性の確保 ⑤地域経済の活性化 ⑥温室効果ガスの削減
⑦循環型社会の形成



都市緑化・道路緑化



流域治水との連携



ブルーインフラ

図－1 グリーンインフラ推進戦略2030の概要

的課題解決を統合的に進める動きが強まっている。さらに、2027年3月から神奈川県横浜市内で開催される「GREEN × EXPO 2027」においては、「自然との調和」をサブテーマの一つとし、グリーンインフラにより、持続可能で安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案することが位置づけられている。

このような社会的要請の高まりを踏まえ、2025年1月、新たに「グリーンインフラ推進戦略2030」（以下「本戦略」という。）が策定された（図-1）。本稿では、本戦略の基本的な考え方、目指す社会像、具体的な施策等について、そのポイントを紹介するものである。

2. グリーンインフラ推進戦略2030が目指す社会像

本戦略では、ネイチャーポジティブやNDC（国が決定する貢献：Nationally Determined Contributionの略）の目標年が2030年であることを踏まえ、計画期間を2030年度までと設定し、官民をはじめとする関係主体が共通して目指す社会像として、「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」を掲げている。

ここでいう「グリーンインフラの活用

が当たり前の社会」とは、グリーンインフラの概念や効果が社会全体において正しく理解され、その活用にあたって前提となる法制度、社会的枠組み、技術、資金調達手法等が整備されており、それらの基盤のもと、都市、河川、里山、農地等のさまざまな空間において、グリーンインフラが社会課題解決のための選択肢の一つとして自然に位置づけられている状態を指すものである（図-2）。

本戦略では、この社会像の実現に向けて、「分野横断的な環境整備策」と「グリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等」を体系的に整理するとともに、ロードマップおよびKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicatorの略）を設定し、計画的・段階的に施策を推進していくこととしている。さらに、2030年以降の展望として、2050年には「自然共生社会」の実現を目指すことも併せて位置づけている。

3. グリーンインフラの定義・基本的な考え方

「グリーンインフラ推進戦略2030」は、2025年6月に策定された「国土交通省環境行動計画」に係る実行計画として位

置付けられるものである。本戦略は、計画期間を2030年度までと定め、グリーンインフラの定義、効果、特徴を改めて整理するとともに、国土交通省が取り組む施策を体系的に整理し、2030年度までに目指す成果を明確化している点に特徴がある。

（1）グリーンインフラの定義

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりおよびウェルビーイング向上に貢献するもの。

これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。

定義の改定にあたっては、グリーンインフラは自然の多様な機能を活用した社会資本（ハード）であることを明確化しつつ、その目的や成り立ち、より大きな効果の発揮に必要な計画や維持管理、ステークホルダーなどの活動（ソフト）を位置付けることとした。

森林・里山・農地

森林整備・保全
里山の保全と持続可能な利用
屋敷林の保全・活用
田んぼダム
防災協力農地

河川

生態系の機能の積極的な保全・再生
魚道の設置
総合的な土砂管理
河道内樹木のバイオマス利用

海岸

砂浜の保全・回復
順応的砂浜管理

港湾

港湾緑地の整備
にぎわい空間の創出
生物共生型港湾構造物の整備

港湾

藻場・干潟の造成

都市

都市農地の保全
雨庭の創出

道路

道路空間の緑化
街路樹の管理
花壇の活用

公園・緑地

都市公園の整備
都市緑地の保全・再生・創出・活用
剪定枝等の有効活用

都市

交流・滞在空間の創出
オフィス環境の整備
屋上緑化・壁面緑化
住宅団地における緑化
雨庭の創出
緑陰施設の設置

河川

緑豊かな水辺空間
の創出・活用
ワンド・湿地環境等
の保全・再生



図-2 グリーンインフラの活用イメージ

(2) グリーンインフラの効果

グリーンインフラは、自然の多様な機能をインフラとして活用することで、環境的效果、社会的効果、経済的效果を発揮するものであり、また、その効果の相乗効果によって、ウェルビーイングの向上も期待される。ここでいう各効果の具体的内容は以下の通りである（図－3）。

- ・「環境的效果」とは、人間を取り巻く生活環境を支える効果であり社会的効果・経済的效果の基盤となるものを指す。具体的には、生物多様性の保全、健全な水循環の保全、良好な生活環境の形成などが挙げられる。
- ・「社会的効果」とは、人間が安心安全かつ健康的に社会活動を行うための効果である。具体的には、食料の安定供給、心理的健康の増進、身体的健康の増進、防災・減災、交通安全、子育て・教育、地域コミュニティや愛着の醸成などが挙げられる。
- ・「経済的效果」とは、人間の経済活動に資する効果である。具体的には、不動産価値の向上、にぎわいの創出、観光振興、テクノストレスの軽減による生産性の向上、地域産業の活性化などが挙げられる。
- ・ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることと定義されており、上記3つの効果の相乗効果によって向上することが期待される。

(3) グリーンインフラの特徴

グリーンインフラの定義・効果を踏まえた主な特徴は以下の通りである。

- ・グリーンインフラは多様な効果を有することから、複数の社会課題への対応策になり得る。
- ・わが国は、古来より自然の特徴を活かしつつ自然と調和した営みが行われてきており、グリーンインフラも地域の気候、風土に応じた特徴ある地域性を有する。
- ・緑地や水がネットワークとしてつながることにより一層その効果を高めることができる。
- ・自然は成長力・回復力を有するため、地域のレジリエンスを高める選択肢となる。

(4) グリーンインフラの実装に向けた主な留意点

グリーンインフラの実装プロセス（計画・体制構築、設計・施工、維持管理・活用）において、グリーンインフラの効果を最大限発現させるため、グリーンインフラを実装する目的を明確にすること、多様なステークホルダーによる連携体制を構築すること、地域固有の生態系や文化を配慮することなどに留意する必要がある。

4. 分野横断的な環境整備策

「グリーンインフラの活用が当たり前の社会」の実現に向けて、取り組んでいくテーマを6本柱として整理した。今後はこの6本柱に関する施策を強力に推進し、2030年までにグリーンインフラの実装の基盤となる環境をおおむね完成させることを目標とする。

(1) 国民的な機運・理解の醸成

認知不足やグリーンインフラの効果の正しい理解、関心の訴求等に課題があるため、GREEN × EXPO 2027等を通じた国民的な運動の展開、わかりやすい広報、市民参加・地域コミュニティの形成、「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）」やグリーンインフラ大賞を活用した効果的な取組事例の横展開に取り組む。

(2) 多様な効果の見える化

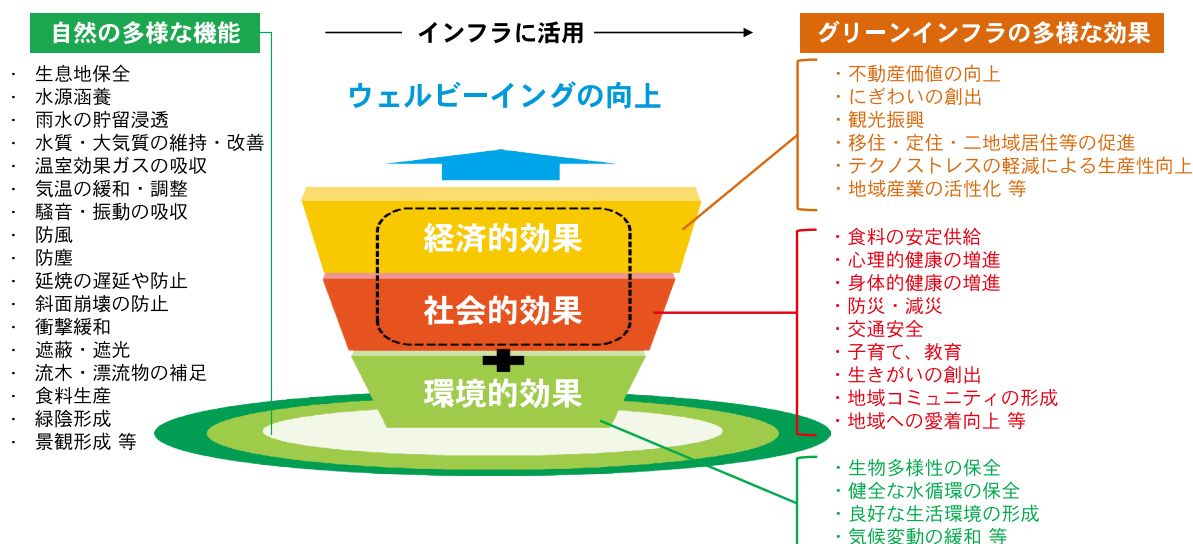
さまざまな人々がグリーンインフラの意義や効果を認識し、理解することが必要であるため、グリーンインフラ実装の目的とその活用場面に応じた多様な効果を測る評価手法の整理を行い、活用できるものから順次実装を図る。また、グリーンインフラの活用事例の蓄積等によって、これまでに認識していない効果の把握も行う。

(3) 官民の取り組みを促進する環境整備

グリーンインフラの実装・維持管理に関する技術・資金・人材の観点からの支援による環境整備やノウハウの標準化に取り組む。また中間支援組織が活動しやすい環境整備や地域全体の将来を見据え、グリーンインフラの全体像をあらゆる関係者が協働して取りまとめる「緑の基本計画」の策定を推進する。

(4) 資金調達の円滑化

さまざまな資金調達手法のモデル化により地方公共団体や民間事業者等における多面的な資金調達を促進する。また、



図－3 自然の機能とグリーンインフラの多様な効果

	～2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
共通	<今までの主な取組成果>	<今後の主な取組の方向性>				<2030年に目指す成果>
	都市公園・緑地等事業による都市緑地の確保	都市公園の整備や再整備に向けた資金的援助の継続				都市域における水と緑の公的空間（制度等により持続性が担保されている自然的環境）確保量：15.2m ² /人（R5：14.2m ² /人）
	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設・実施	特別緑地保全地区、市民緑地、緑化地域の周知・適正な管理の支援				当該事業を活用したグリーンインフラの実装を進める
	道路緑化の推進	交付金や個別補助金により官民連携・分野横断によるグリーンインフラの整備を支援				CO ₂ 吸収量の確保に向けた街路樹の世代交代の推進
持続的で快適な都市・生活空間の形成	都市公園事業等によるこどもの遊び場の創出	みんなが遊べる、みんなで育てる都市公園の遊び場づくり参考事例集の広報等による自然豊かな遊び場の確保や子育て世代が憩うことのできる空間整備の促進				緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている計画の割合：39%（R5：25%）
	ウォークラブルなまちづくりに向けた各種取組の実施	官民連携まちづくりの手引きやストリートデザインガイドラインの周知				滞在快適性等向上区域を設定した市町村数：200市町村（R7：132市町村）
	かわまちづくり支援制度の活用	全国の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進やマチミチ会議を通じた普及啓発				魅力ある水辺空間の創出を行った箇所数：350箇所（R6：286箇所）
	みなとオアシスの推進	魅力ある水辺空間創出のためのかわまちづくりの推進				みなとオアシスの登録数：190箇所（R7：170箇所）
		「かわまちづくり」の優良事例等について整備内容と効果について分析し、かわまちづくり計画作成の手引きへ反映し横展開する				
		各みなとオアシスの分類分けによるコンセプトの明確化や他観光資源との連携を図る取組強化				
		ベストプラクティスの横展開・SNSを活用した広報等				

図－4 2030年までのロードマップ（一部抜粋）

グリーンインフラの価値を金銭価値として取り扱い、売買する仕組み（クレジット等）の導入・活用の検討や、TSUNAGについて、インセンティブの充実による民間投資のモデルケースの創出等に取り組む。

（5）新技術・DXの活用

グリーンインフラに関する先進的な技術開発（要素技術、モニタリング技術等）の支援と全国展開を進める。また、グリーンインフラに関する基礎情報の集約等に向けた検討を進める。

（6）国際展開

日本主導によるグリーンインフラの評価手法の枠組みの国際標準化に向けた検討を行う。また、さまざまな国際会議等の場において日本のグリーンインフラの有効性等に関するアピールを行う。

5. 社会課題解決に向けたグリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等

グリーンインフラの実装による対応が期待される以下の7つの社会課題に対して、国土交通省の各局が所管する個別事業等を体系的に整理した。

（1）持続的で快適な都市・生活空間の形成

都市緑化や道路緑化等による大気や水質の改善、騒音の低減等を通じて、都市生活における環境に起因する健康リスクの軽減に取り組む。また、散策・遊び・休息・スポーツなどの活動を楽しめる貴重なオープンスペースを提供することで身体的な健康の増進を図るほか、ストレスの緩和やリラクセス効果等による精神的な健康の増進を図る。さらに、魅力的な景観の形成等を通じた良好な居住環境の形成を推進する。加えて、水源涵養（かんよう）機能や雨水の貯留浸透機能の維持および向上、地下水の適切な利用等を通じて、健全な水循環の維持または回復を図る。さらに、歴史まちづくり等により、人との関わりから形成される自然と人々の営みを一体的に守り、地域固有の歴史・文化等を後世に継承する取り組みを推進する。

（2）防災・減災

グリーンインフラの実装により、地域住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等を確保し、建物の倒壊や市街地火災から人命の保護を図る。なお、グリーンインフラの実装によってオープンスペースを確保するだけでなく、その

オープンスペースに防災機能を持たせることが重要である。水害については、流域治水におけるグリーンインフラの活用を推進することで、生態系の機能の保全または再生や雨水の貯留・浸透により下水道や河川への排水の低減等を図る。津波については、砂浜管理等により津波エネルギーの軽減や流木・漂流物の捕捉を行うことで波を減衰させる。土砂災害については、一連の樹林帯を整備することで土砂災害に対する安全性を高め、地域の安全・安心を確保する。

（3）暑熱対策

屋上緑化や壁面緑化による蒸発散作用の促進および地表面の高温化の防止、風の通り道の形成等によるヒートアイランド対策を推進する。加えて、地表面や壁面等の高温化抑制・街路を軸とした緑陰形成等による局所的に人が感じる暑さを和らげる対策を推進する。

（4）生物多様性の確保

都市緑地の保全・再生・創出や流域全体での生物多様性の保全・再生、ブルーインフラの保全・整備・再生等によって、それぞれの地域特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。



図-5 グリーンインフラの活用推進

(5) 地域経済の活性化

グリーンインフラの実装によって、グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境の整備や魅力あるパブリックスペースの創出により地域のにぎわいを創出する。さらに、グリーンインフラを活用した魅力ある地域づくりを推進し、グリーンインフラの観光資源化や移住・定住・二地域居住等を促進する。加えて、グリーンインフラの実装による低未利用土地等の有効利用・適正な管理の推進を図る。

(6) 温室効果ガスの削減

都市緑地保全による吸収源対策やカーボンニュートラルに資する街路樹管理、またブルーカーボン生態系の保全・再生等によるCO₂吸収量の増加と、車中心から人中心の空間への転換によるCO₂排出量の削減を目指す。

(7) 循環型社会の形成

剪定枝や落ち葉のチップ化や堆肥化による有効活用など持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する取り組みを推進する。

6. 2030年までのロードマップ

上述の「分野横断的な環境整備策」と「グリーンインフラを実装する国土交通省の個別事業等」について、2030年度までのロードマップを設定した。毎年度フォローアップを行い、施策の進捗や効果を検証しながら、必要に応じて見直しを行う仕組みを導入した点が特徴である(図-4)。

7. 今後の発展に向けて

「グリーンインフラ推進戦略2030」は、構想を示すにとどまらず、実装段階へと歩みを進める実行計画である。本戦略の下、行政、民間事業者、市民がそれぞれの立場で役割を果たし、連携を深めることが不可欠である。

前述したとおり、2027年3月から神奈川県横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」では、サブテーマの1つである「自然との調和」の中で、グリーンインフラにより持続可能で安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案することが位置づけられている。これを受け、本戦略においても、政府出展等におけるグリーンインフラの屋内・屋外

展示、イベントの開催等を通じて普及啓発を強力に推進することとしている。

その実行主体として、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」内にGREEN×EXPO分科会を立ち上げ、議論を行っている。当分科会を中心に2,190名(2026年3月時点)の会員との共創によりGREEN×EXPO 2027を契機としたグリーンインフラの活用推進に向けたさまざまな企画の実現を目指す。グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員登録は公式HPより無料で可能であり、是非多様な主体の更なる参画を期待したい(図-5)。

グリーンインフラの活用推進は、社会変革の取り組みである。更なる普及促進のために必要となる課題について、産学官金の多様な主体が連携しながら取り組み、グリーンインフラの活用を前に進めていけるよう努めていきたい。